

第 問

一. XはBゴルフクラブ(以下、Bと省略。)のフロントに於いて、受付係のビジー受付けに友人Yの氏名と自分の住所・電話番号を記入して提出しBを利用した。Xの行為に私文書偽造罪(刑法159条1項、以下、法典略。)および偽造私文書等行使罪(161条1項)は成立するか。

記入と提出の両方に対して成立し得る犯罪を指摘できておりOKです。

1. 私文書偽造罪の保護法益は文書に対する関係者の信用である。成立要件は①他人の署名を使用して、②事実証明に關する文書等を③偽造し、④故意、⑤行使の目的である。OKです。

2 本件について

①の他人の署名を使用して

本件でXは友人Yの氏名を用いている。署名は自署であってもよい。よって要件①に該当する。OKです。

②の事実証明に關する文書等を

事実証明に關する文書とは、実社会生活に交渉を有する事項を証明する文書といふ。本件のBの受付係は会員の氏名・住所等を記入して、利用希望者の身元確認のための文書である。よって事実証明に關する文書である。OKです。

③偽造して

偽造とは、名義人と作成者の人格の同一性を偽りしてである。本件で文書を書いたのはXであり、文書が看取されるべき作成者はYである。名義人(文書が看取される名義人)と文書を書いたXは別人格であり、Xの行為は偽造にあたる。

Yが同意を与えていることはどのように評価できるでしょうか。

④の故意

故意は、犯罪事実の認識・認容である。上記①②③で故意である。

⑤の行使の目的

故意については、これぐらいの記載でOKです。

行使は、偽造文書を真正な文書として、その内容虚偽の文書と内容真実の文書として使用することである。XはYの名を記入し、Yに受付係を記入し、利用を申し込んでいる。要件⑤該当。

第 問

16) 以上より、Xの行為は私文書偽造等罪の成立する。

OKです。

2. 本件でXは当該偽造した交付票を提出により、偽造私文書等行使罪も成立する。

二、本件でXは暴力団員たる身分を隠し、Yの名を利用し、ビシヤ交付票に記入の上、暴力団員関係者の利用を拒絶し、Bゴルフクラブ(以下、Bと略。)を利用した。

Xの行為は、2項詐欺罪(刑法246条2項、以下、法典名略。)に成立する。

1. 2項詐欺罪の成立要件、①欺罔行為 ②相手方の錯誤 ③錯誤に基づく行為 ④利益の移転 ⑤それらが因果関係にあること ⑥故意である。

2. 本件について検討する。

(1) 本件事実から Xは、Bを利用し、ゴルフクラブのサービスを提供を受ける目的で、取引先の社長や重役数人とBを話し、地域の名の知られたYの氏名を使用し、フロント係員を信用させ、ゴルフクラブのサービスを利用しており、要件②、③、④、⑤、⑥は該当する。

(2) の欺罔行為について (①) という形で書いておくとう分かりやすいです。

の欺罔行為は、財産上の利益の交付に向け、Bを錯誤に陥せようとする行為であり、その内容は、その交付の判断の基礎となる重要な事項を偽ることにあり、OKです。

1) Bは、暴力団関係者の利用を拒絶する前の利用規則や立ち看極を設ける等の文書を作成しているが、この判断の基礎となる重要な事項といえるか、問題となる。

2) 重要な事項とは、経済的に評価して損害の発生したか否かを客観的に判断すべきである。本件は、詐欺罪の保護法益は個人の財産ない、財産上の利益であり、それを法で保護するのは、実際、それが侵害した現実的危险性があることにある。

3) 次にBは形式的に「暴力団関係者の利用の拒否」の文書を作成しているが、より実効性のある文書を作成し、利用時の身分証明書の提出等の文書を作成している。本件でXは、通常のゴルフクラブ利用目的で来訪し、実際、同僚者として問題なく通じ、利用料金を支払っている。したがってBは、経済的損害を発生させる意図での欺罔行為とはいえない。

自分の言葉で事実認定ができており良いと思います。

要件の1は該当しない。

16) おて 2項詐欺罪は成立しない。

三、Xは、ゴルフ場の池の周囲に放置されていたゴルフボールを10個拾い、バッグに入れて持ち帰った。Xの行為は、窃盗罪(刑法235条、以下、法典省略)に成立するか。

1 窃盗罪の成立要件は、①他人の財物を、②窃取して、③故意、④不法領得意思がある。2. これを本件に当てはめる。

(1) ①他人の財物。

「他人の財物」とは、他人の占有する財物をいい、それなら、窃盗罪の保護法益は財物の事実上の占有だからである。OKです。

本件では、ゴルフ場内のゴルフボールは、Bゴルフクラブの管理者に事実上支配されている。よって、ゴルフボール10個は、Bの占有する財物に当たる。

(2) ②窃取した。

「窃取」とは、占有者の意思に反し、財物に占有する占有者の占有を排除し、目的物を自己又は第三者の占有に移すことである。

本件では、Xは無断で、ゴルフボール10個を自己のバッグに入れて持ち帰っている。おてにBがこれを許可する事情はなかった。よってBの意思に反し、Bから占有しているゴルフボールを占有を排除し、X自身の占有に移しているから、窃取といえる。あてはめを丁寧にできています。

(3) ③故意

Xは、ゴルフボールを持ち帰るつもりで、故意もある。上記②と同意識内容(2)で、故意は認められる。

(4) ④不法領得の意思

端的でOKです。

不法領得の意思とは、権利者を排除し、他人の物を自己の所有物と同様に、その経済的用途に従って利用し、処分する意思である。

本件で、Xは、ゴルフボールを無断でバッグに入れ持ち帰るから、不法領得の意思は認められる。

(第 問)

1 5) 以上より、Xの行為に窃盗罪が認められる。

2 四 罪数

偽造と行使は観念的競合でしょうか。

3 Xの行為により、私文書偽造罪及び偽造私文書等行使罪の観念的競合(5条項
4 前段)、左右両方の窃盗罪の併合(4条)となる。

5 以上